

2020 年 4 月 30 日

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号

東京ビルディング

株式会社 IDOM

代表取締役 羽鳥 裕介

吸収分割に関する事前開示事項

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

当社は、2020 年 4 月 30 日付で株式会社 IDOM CaaS Technology (以下「IDOM CaaS Technology」といいます。) との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2020 年 6 月 8 日を効力発生日として、当社が営む自動車リース事業及び個人間カーシェアリング事業 (以下「本事業」と総称します。) に関して有する権利義務 (以下「承継対象権利義務」といいます。) を IDOM CaaS Technology に承継させる吸収分割 (以下「本吸収分割」といいます。) を行うことといたしました。

本吸収分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容 (会社法第 782 条第 1 項第 2 号)

別紙 1「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 (会社法施行規則第 183 条第 1 号イ)

IDOM CaaS Technology は、本吸収分割に際して、普通株式 1,598,400 株を発行し、そのすべてを当社に対して交付します。当社は、効力発生日において、IDOM CaaS Technology の発行済株式のすべてを有しており、本吸収分割の前後で当社の IDOM CaaS Technology に対する持分比率は変動しないことから、交付する株式数は、IDOM CaaS Technology が承継する資産及び負債等の諸事情を考慮しつつ、IDOM CaaS Technology との協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本吸収分割後の IDOM CaaS Technology の資本金及び準備金の額については、本吸収分割により IDOM CaaS Technology に承継される資産及び負債の額、IDOM CaaS Technology の事業内容、事業規模及び財務状況等を考慮しつつ、IDOM CaaS Technology の資本政策にかんがみて、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 吸収分割承継会社（IDOM CaaS Technology）についての事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割株式会社（当社）の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

（資本準備金の額の減少）

当社は、2020 年 4 月 14 日開催の取締役会において、2020 年 5 月 28 日開催予定の第 26 回定時株主総会において、資本準備金の額を 4,032,660,000 円減少させその他資本剰余金に振り替えることについて付議することを決議しました。なお、資本準備金の額の減少の効力発生日は 2020 年 7 月 31 日の予定です。

（自己株式の取得）

当社は、2020 年 4 月 14 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

①取得対象株式の種類	普通株式
②取得し得る株式の総数	3,000,000 株（上限）
③株式の取得価額の総額	1,500 百万円（上限）
④取得期間	2020 年 4 月 15 日から 2020 年 7 月 14 日

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 当社について

当社の 2019 年 2 月 28 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 148,606 百万円及び 107,387 百万円であり、本吸収分割により当社が IDOM CaaS Technology に承継させる予定の資産及び負債の額（2020 年 2 月 29 日現在）は、それぞれ 297,279,574 円及び 0 円です。また、本吸収分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状況に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりま

せん。

従って、本吸収分割の効力発生日後において見込まれる当社の資産の額は、その負債の額を十分上回ることが見込まれます。

さらに、本吸収分割の効力発生日後の当社の収益状況について、当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ、予測されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日後における当社の負担する債務の履行の見込みはあると判断しております。

(2) IDOM CaaS Technology について

IDOM CaaS Technology の成立の日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 8,000,000 円及び 0 円であり、本吸収分割により当社が IDOM CaaS Technology に承継させる予定の資産及び負債の額（2020 年 2 月 29 日現在）は、それぞれ 297,279,574 円及び 0 円です。また、本吸収分割の効力発生日までに IDOM CaaS Technology の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

従って、本吸収分割の効力発生日後において見込まれる IDOM CaaS Technology の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、効力発生日後の IDOM CaaS Technology の収益状況について、IDOM CaaS Technology の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ、予測されていません。

以上より、効力発生日後における IDOM CaaS Technology の負担する債務の履行の見込みはあると判断しております。

以上

吸 収 分 割 契 約 書

株式会社 IDOM CaaS Technology(以下「承継会社」という。)及び株式会社 IDOM(以下「分割会社」といい、承継会社及び分割会社を以下「当事者」という。)は、分割会社の自動車リース事業及び個人間カーシェアリング事業(以下併せて「対象事業」という。)に関して分割会社が有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」という。)に関し、2020 年 4 月 30 日付けで、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 (吸収分割)

分割会社は、本契約に定めるところに従い、本効力発生日(第 6 条に定義される。以下同じ。)をもって、吸収分割の方法により、本承継対象権利義務(第 5 条第 1 項に定義される。以下同じ。)を承継会社に承継させ、承継会社は、これを承継する。

第 2 条 (当事会社の商号及び住所)

分割会社及び承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

分割会社 商号：株式会社 IDOM

住所：東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号東京ビルディング

承継会社 商号：株式会社 IDOM CaaS Technology

住所：東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号東京ビルディング

第 3 条 (本吸収分割に際して交付する対価に関する事項)

承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対し、本効力発生日に、本吸収分割の対価として、承継会社の普通株式 1,598,400 株を交付する。

第 4 条 (承継会社の資本金及び準備金に関する事項)

本分割により増加する承継会社の資本金及び準備金等の額は、以下のとおりとする。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 資本金 | 0 円 |
| (2) 資本準備金 | 0 円 |
| (3) その他資本剰余金 | 会社計算規則第 37 条に定める株主資本等変動額から第 1 号及び第 2 号に掲げる額を減じて得た額 |
| (4) 利益準備金 | 0 円 |

第 5 条 (本吸収分割により承継する権利義務)

1. 本吸収分割に際し、承継会社が分割会社から承継する権利義務(以下「本承継対象権利義務

務」という。)は、別紙「本承継対象権利義務明細」に定めるとおりとする。但し、法令により本吸収分割により承継することができない権利義務を除く。

2. 当事者は、本承継対象権利義務のうちその承継又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものにつき、相互に協力してこれを行うものとし、かかる手続の履行に要する公租公課及び費用は、承継会社の負担とする。

第6条（本吸収分割の効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2020年6月8日とする。但し、本吸収分割の手続の進行等に応じて本効力発生日を変更する必要がある場合、当事者は、相互に協議し、合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条（吸収分割契約の承認）

1. 分割会社は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 承継会社は、本効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する決議(書面決議を含む。)を行う。

第8条（競業禁止義務）

分割会社は、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わない。

第9条（本契約の解除・変更）

本契約の締結日から本効力発生日の前日までの間に、対象事業又は本承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合、当事者は、相互に協議し、合意の上、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。当事者は、本契約の履行または解釈に関し紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第11条（誠実協議）

当事者は、本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関し何らかの疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行うものとする。

(以下余白)

以上を証するため、本契約の当事者は本契約に署名または記名押印する。

2020 年 4 月 30 日

承継会社：

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号東京ビルディング

株式会社 IDOM CaaS Technology

代表取締役 羽鳥 貴夫

以上を証するため、本契約の当事者は本契約に署名または記名押印する。

2020 年 4 月 30 日

分割会社：

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号東京ビルディング

株式会社 IDOM

代表取締役 羽鳥 裕介

本承継対象権利義務明細

第1 資産

対象事業のみに属するソフトウェア及びソフトウェア仮勘定。但し、本効力発生日の前日の終了時点(以下「基準時点」という。)において有効に存在するものに限る。

第2 負債

承継会社は、分割会社から債務（簿外債務及び潜在債務を含む。）を一切承継しない。

第3 契約

分割会社が当事者となる対象事業のみに属する一切の契約(労働契約を除く。)(但し、基準時点において有効に存在するものに限る。)並びに当該契約に基づき生じる一切の債権及び債務（但し、基準時点以前に生じた一切の金銭債権及び金銭債務（簿外債務及び潜在債務を含む。）を除く。）。

第4 労働契約

承継会社は、分割会社から雇用契約上の地位及び当該雇用契約に基づく権利義務を一切承継しない。

別紙2 吸収分割承継会社（IDOM CaaS Technology）の成立の日における貸借対照表の内容

貸借対照表
（2020年4月22日現在）

（単位：円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	8,000,000	流動資産	—
現金及び預金	8,000,000	固定負債	—
		負債合計	—
固定資産	—	（純資産の部）	
		株主資本	8,000,000
		資本金	4,000,000
		資本剰余金	4,000,000
		資本準備金	4,000,000
		その他資本剰余金	—
		利益剰余金	—
		利益準備金	—
		その他利益剰余金	—
		（うち当期純利益）	—
		純資産合計	8,000,000
資産合計	8,000,000	負債・純資産合計	8,000,000